

寒川町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和6年3月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第7号

寒川町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部
を改正する規則

寒川町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（平成27年寒川町規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (4) 学校給食費の徴収、減免及び還付並びにこれらに関連する事務に関する事。
- (5) 寒川学校給食センターの使用料の減免及び還付並びにこれらに関連する事務
に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条に2号を加える改正規定（第5号に係る部分に限る。）は、令和6年7月1日から施行する。